

■議案第62号 四万十町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

【要旨】

平成27年4月の施行を目指している子ども・子育て支援新制度については、市町村の確認を受けた特定教育・保育施設や特定地域型保育事業において、子どもが教育・保育を受けた場合、保護者が特定教育・保育施設に支払うべき額を限度として、施設型給付費や地域型保育給付費として施設が受け取ることができることとしています。

新制度では、国の基準（内閣府令）を踏まえて、市町村が特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営について、条例で基準を定めることと規定されたことに伴い制定するものです。

【概要】（【従】は従うべき基準、【参】は参酌すべき基準）

（1）特定教育・保育施設の運営に関する基準

（Ⅰ）利用定員に関する基準

- 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）（以下「法」という。）第27条第1項の確認を受ける保育所、認定こども園については、利用定員20名以上とする。【従】（第5条第1項）
- 利用定員は、子ども・子育て支援法第19条に掲げる区分（ただし、法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分にあっては、満1歳に満たない子ども及び満1歳以上の子どもに区分する。）ごとに利用定員を定めるものとする【従】。（第5条第2項）

（Ⅱ）運営に関する基準

- 利用申込者に対し、運営規程の概要、職員の勤務体制等の重要事項を記した文書を交付して説明を行い、特定教育・保育の提供の開始について利用者の同意を得なければならない。【従】（第6条第1項）
- 支給認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。【従】（第7条第1項）
- 特定教育・保育施設（幼稚園又は認定こども園）は、利用申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる子どもの数及び現に利用している1号認定こどもの総数が法第19条第1項第1号に掲げる認定子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考しなければならない。【従】（第7条第2項）
- 特定教育・保育施設（保育所又は認定こども園）は、利用申込みに係る2号又は3号認定こどもの数及び現に利用している2号又は3号認定子どもの総数が、2号又は3号認定の利用定員の総数を超える場合においては保育の必要の程度

及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。【従】（第7条第3項）

- 特定教育・保育施設は、自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を講じるものとする。【参】（第7条第5項）
- 特定教育・保育施設（保育所又は認定こども園）の利用について、当該施設の利用について法第42条第1項の規定により町が行うあっせん及び要請又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条第3項（附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により町が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。【従】（第8条第1項、第2項）
- 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、支給認定証により支給認定の有無、有効期間等を確認することとする。（※）【参】（第9条）
- 特定教育・保育施設は、支給認定を受けていない保護者から利用の申し込みがあった場合は、当該申請が行われるよう必要な援助を行うこと。（※）【参】（第10条第1項）
- 特定教育・保育施設は、子どもの心身の状況、置かれている環境等の把握に努めることとする。【参】（第11条）
- 特定教育・保育の提供の終了に際して、小学校における教育又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、密接な連携に努めなければならない。（※）【参】（第12条）
- 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供に当たり、提供日及び内容その他必要な事項を記録しなければならない。（※）【参】（第13条）
- 特定教育・保育を提供した際は、支給認定保護者から当該特定教育・保育に係る利用者負担額の支払いを受けるものとする。【従】（第14条第1項）
- 特定教育・保育の提供に当たって、当該特定教育・保育の提供に当たって、当該特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定教育・保育に要する費用として見込まれるものの額と特定教育・保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払いを支給認定保護者から受けることができる。【従】（第14条第3項）
- また、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払いを支給認定保護者から受けることができる。【従】（第14条第4項）
 - ① 日用品、文房具等の購入に要する費用
 - ② 特定教育・保育等に係る行事への参加に要する費用
 - ③ 食事の提供に要する費用
 - ④ 特定教育・保育施設に通う際に提供される便宜に要する費用
 - ⑤ 上に掲げるもののほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費

用のうち、特定教育・保育施設の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、支給認定保護者に負担させることが適当と認められるもの

- 特定教育・保育施設は、上記の支払いを受ける額のほか、直接支給認定子どもの便益を向上させるものであって、支給認定保護者に支払いを求めることが適当である便宜について、当該便宜にかかる費用の額の支払を当該支給認定保護者から受けることができる。【従】（第 14 条第 5 項）
- 特定教育・保育施設は、前 3 項の金銭の支払いを求める際には、あらかじめ金銭の支払いを求める理由について、保護者に説明を行い、同意を得ることとする。【従】（第 14 条第 6 項）
- 次に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ定めるものに基づき、子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。【従】（第 16 条）
 - ② 保連携型認定こども園…幼保連携型認定こども園教育・保育要領
 - ②認定こども園（①を除く）…幼稚園教育要領及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第 35 条の規程に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針（このほか、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえなければならない）
 - ③幼稚園…幼稚園教育要領
 - ④保育所…児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第 35 条の規程に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針
- 提供する特定教育・保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。また、定期的に保護者その他の関係者による評価又は外部の者による評価を受けて、結果を公表し、改善を図るよう努めなければならない。【参】（第 17 条第 1 項、第 2 項）
- 常に支給認定子どもの心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、子ども又は保護者に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言等を行わなければならない。（※）【参】（第 18 条）
- 職員は、現に特定教育・保育の提供を行っているときに子どもの体調の急変が生じた場合等には、速やかに当該子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。（※）【参】（第 19 条）
- 特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。【参】（第 21 条）
 - ① 施設の目的及び運営の方針
 - ② 提供する特定教育・保育の内容
 - ③ 職員の職種、員数及び職務の内容
 - ④ 特定教育・保育の提供を行う日及び時間、提供を行わない日
 - ⑤ 支給認定保護者から受領する利用者負担その他の費用の種類、支払いを求める理由及びその額

- ⑥ 認定区分ごとの利用定員
- ⑦ 特定教育・保育施設の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項
- ⑧ 緊急時等における対応方法
- ⑨ 非常災害対策
- ⑩ 虐待の防止のための措置に関する事項
- ⑪ その他重要事項
- 特定教育・保育施設は、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。また、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。【参】（第 22 条第 1 項、第 3 号）
- 利用定員を超えて特定教育・保育の提供を行ってはならない。ただし、所定のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。【参】（第 23 条）
- 特定教育・保育施設は、当該特定・教育保育施設の見やすい場所に運営規定の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。（※）【参】（第 24 条）
- 子どもの国籍、心情、社会的身分又は特定教育・保育の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。（※）【従】（第 25 条）
- 職員は、子どもに対し、子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。（※）【従】（第 26 条）
- 特定教育・保育施設（幼保連携型認定こども園及び保育所に限る）の長たる管理者は、児童福祉法第 47 条第 3 項の規定により懲戒に関しその子どもの福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等権限を濫用してはならない。（※）【従】（第 27 条）
- 職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。また、職員であった者が、正当な理由なく、業務上知り得た子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じなければならない。（※）【従】（第 28 条第 1 項、第 2 項）
- 提供する特定教育・保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。（※）【参】（第 29 条）
- 当該特定教育・保育施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。（※）【参】（第 30 条第 1 項）
- 提供した特定教育・保育に関する支給認定子どもの家族からの苦情に迅速且つ適切に対応するために必要な措置を講じなければならない。また、苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。（※）【参】（第 31 条第 1 項、第 2 項）
- 提供した教育・保育に関し、町が行う報告又は当該町の職員からの質問等に応じ、又は苦情に関して町が行う調査に協力するとともに、町から指導又は助言を

受けた場合は、必要な改善を行うこと。(※)【参】(第31条第4項)

- 事故の発生又はその再発を防止するため、以下のような措置を講じなければならない。(※)【従】(第33条第1項)

- ① 事故が発生した場合の対応、報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること

- ② 事故が発生した場合、それに至る危険性がある事態が生じた場合に、報告、分析を通じた改善策を従業員に周知徹底する体制を整備すること

- ③ 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと

- 子どもに対する特定教育・保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに町、子どもの家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

(※)【従】(第33条第2項)

- 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

(※)【従】(第33条第3項)

- 賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに行わなければならない。(※)【従】(第33条第4項)

- 特定教育・保育の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。(※)【参】(第34条)

- 職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。【参】(第35条第1項)

(Ⅲ) 特例施設型給付費に関する基準

- 特別利用保育を提供する際には、児童福祉法第45条第1項の規定により都道府県等が定める児童福祉施設の設備及び運営の基準を遵守すること。【従】

(第36条第1項)

- 特別利用保育を提供する際には、特別利用保育に係る子どもと法第19条第1項第2号に掲げる利用中の子どもの総数が、利用定員の数を超えないものとする。

【従】(第36条第2項)

- 特別利用教育を提供する際には、学校教育法第3条に規定する学校の設備、編成その他に関する設置基準を遵守すること。【従】(第37条第1項)

- 特別利用教育を提供する際には、特別利用教育に係る子どもと法第19条第1項第1号に掲げる利用中の子どもの総数が、利用定員の数を超えないものとする。

【従】(第37条第2項)

(2) 特定地域型保育事業の運営に関する基準

(Ⅰ) 利用定員に関する基準

- 利用定員については以下のとおりとする。【従】(第38条第1項)

- ①家庭的保育事業 1人以上5人以下

- ②小規模保育事業A型及びB型 6人以上19人以下

- ③小規模保育事業C型 6人以上10人以下

④居宅訪問型保育事業 1 人

- 上記定員は、事業所ごとに満 1 歳に満たない子ども及び満 1 歳以上の子どもに区分して利用定員を定めるものとする。【従】（第 38 条第 2 項）

（Ⅱ）運営に関する基準

- 利用申込者に対し、運営規程の概要、連携施設の種類、職員の勤務体制等の重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用者の同意を得なければならない。【従】（第 39 条第 1 項）
- 特定地域型保育事業者は、支給認定保護者からの利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。【従】（第 40 条第 1 項）
- 特定地域型保育事業者は、利用の申し込みに係る子どもと利用中の子どもの総数が、利用定員の総数を超える場合においては保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いとも認められる子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。【従】（第 40 条第 2 項）
- 特定地域型保育事業者は、自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を講じるものとする。【参】（第 40 条第 4 項）
- 特定地域型保育事業の利用について、法第 54 条第 1 項の規定により町が行うあっせん及び要請又は児童福祉法第 24 条第 3 項（附則第 73 条第 1 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）町が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。【従】（第 41 条第 1 項、第 2 項）
- 特定地域型保育事業者は、子どもの心身の状況、置かれている環境等の把握につとめることとする。【参】（第 42 条）
- 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。）は、連携協力を行う特定教育・保育施設を適切に確保しなければならない。（利用定員が 20 人以上の事業所内保育事業を行う者を除く。）【従】（第 43 条第 1 項）
- 居宅訪問型事業を行うものは、乳幼児に対する保育を行う場合にあっては、あらかじめ連携する障害児入所支援施設その他の町の指定する施設を適切に確保しなければならない。【従】（第 43 条第 2 項）
- 特定保育事業者は、特定地域型保育の提供の終了に際しては、支給認定子どもに係る情報の提供その他連携施設等との密接な連携に努めるものとする。【参】（第 43 条第 4 項）
- 特定地域型保育事業を提供した際は、支給認定保護者から当該特定地域型保育事業に係る利用者負担額の支払いを受けるものとする。【従】（第 44 条第 1 項）
- 当該特定地域型保育の提供に当たって、当該特定地域型保育児の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定教育・保育に要する費用として見込まれるものの額と特定地域型保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払いを支給認定保護者から受け取ることがで

きる。【従】（第 44 条第 3 項）

- また、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払いを支給認定保護者から受けることができる。【従】

（第 44 条第 4 項）

- ① 日用品、文房具等の購入に要する費用
- ② 特定地域型保育等に係る行事への参加に要する費用
- ③ 特定地域型保育事業を行う事業所に通う際に提供される便宜に要する費用
- ④ 上に掲げるもののほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定地域型保育事業の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、支給認定保護者に負担させることが適当と認められるもの
- 特定地域型保育事業者は、前 3 項の金銭の支払いを求める際には、あらかじめ金銭の支払いを求める理由について、保護者に説明を行い、同意を得ることとする。【従】
- 特定地域型保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営基準第 35 条の規程に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意し、特定地域型保育の提供を適切に行わなければならない。【従】（第 45 条）
- 提供する特定地域型保育の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、結果を公表し、改善を図るよう努めなければならない。【参】（第 46 条第 1 項、第 2 項）
- 特定地域型保育事業者は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。【参】（第 47 条）
 - ① 事業の目的及び運営の方針
 - ② 提供する特定地域型保育の内容
 - ③ 職員の職種、員数及び職務の内容
 - ④ 特定地域型保育の提供を行う日及び時間、提供を行わない日
 - ⑤ 支給認定保護者から受領する利用者負担その他の費用の種類、支払いを求める理由及びその額
 - ⑥ 利用定員
 - ⑦ 特定教育・保育施設の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項
 - ⑧ 緊急時等における対応方法
 - ⑨ 非常災害対策
 - ⑩ 虐待の防止のための措置に関する事項
 - ⑪ その他重要事項
- 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たり、事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。また、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。【参】（第 48 条第 1 項、第 3 項）

- 特定地域型保育事業者は、やむを得ない事情がある場合を除き、利用定員の定員を超えて特定地域型保育の提供を行ってはならない。【参】（第 49 条）
- 特定地域型保育事業者は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。【参】（第 50 条）
- 特定教育・保育施設の（※）印の規定については、特定地域型保育事業について準用する。

（Ⅲ）特例地域型保育給付費に関する基準

- 特定地域型保育事業者が法第 19 条第 1 項第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し、特別利用地域型保育を提供する場合には、法第 46 条第 1 項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守すること【従】（第 52 条第 1 項）
- 特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る子どもと利用中の子どもの総数（法第 19 条第 1 項第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し、特定利用地域型保育を提供する場合には、当該子どもの数を含む。）が、利用定員の数を超えないものとする。【従】（第 52 条第 2 項）
- 特定地域型保育事業者が法第 19 条第 1 項第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し、特別利用地域型保育を提供する場合には、法第 46 条第 1 項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。【従】（第 53 条第 1 項）
- 特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る子どもと利用中の子どもの総数（法第 19 条第 1 項第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し、特別利用地域型保育を提供する場合には、当該子どもの数を含む。）が、利用定員の数を超えないものとする。【従】（第 53 条第 2 項）

（3）その他

- 特定保育所については、特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、受け取りの際に町の同意を得ることを要件とする。【従】（附則第 2 条第 1 項）
- 特定保育所は、町から児童福祉法第 24 条第 1 項の規定に基づく保育所における保育を行うことの委託を受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。【従】（附則第 2 条第 2 項）
- 小規模保育事業 C 型にあっては、この条例の施行の日から起算して 5 年を経過するまでの間の利用定員は、6 人以上 15 人以下とする。【従】（附則第 4 条）
- 特定地域型保育事業者は、町が認める場合は、この条例の施行の日から 5 年を経過するまでの間、連携施設を確保しないことができる。【従】（附則第 5 条）

【施行期日】

子ども・子育て支援法の施行の日とする。